

2013年2月14日
(平成25年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の要介護認定に関することに係る個人情報を目的外に
提供することについて（答申）

2013年1月31日付けで諮問（第541号）された介護保険の要介護認定
に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申し
ます。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下
「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必
要性は、認められない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提
供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成25年1月18日付けで横浜地方裁判所川崎支部裁判所書記官より、
民事訴訟法第186条の規定に基づき、調査嘱託書として介護保険課で保有
する介護保険被保険者情報の照会がなされた。

民事訴訟法第186条の規定は、目的外のために提供しなければならない
ことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられてい
る場合に該当するため、横浜地方裁判所川崎支部裁判所書記官に介護保険被
保険者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、
藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

平成11年11月24日申請分から平成20年5月16日申請分までの
要介護認定に係る次の書類

- (ア) 要介護認定・要支援認定結果通知書
- (イ) 介護認定審査会資料
- (ウ) 認定調査票
- (エ) 特記事項
- (オ) 主治医意見書
- (カ) 介護保険要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定申請書

イ 目的外に提供する相手方

横浜地方裁判所川崎支部裁判所書記官

ウ 目的外提供の根拠規定

民事訴訟法第186条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え方

- (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る調査嘱託は、民事訴訟法第186条の規定に基づくものである。

民事訴訟法第186条では「裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。」と規定しており、官庁・公共団体その他のものに対する調査嘱託の権利を認めたものであるが、その調査嘱託に応じなければならない義務はなく、拘束力はない。

しかしながら、本件調査嘱託は、民事訴訟を審理する裁判所が、当該事件を審理する上で必要であると判断した事項について行われたものである。

- (イ) 目的外に提供する必要性

今回の調査嘱託の具体的な必要性について、横浜地方裁判所川崎支部裁判所書記官に問い合わせたところ、「本件の調査嘱託に係る介護保険被保険者は、平成21年に死亡しており、被相続人である。本件の事件の原告は、相続人である二女及び代襲相続人である長女の子であり、同じく相続人である長男を被告とした損害賠償請求事件である。被相続人と被告は共有名義で建物を所有しており、第三者に賃貸をしていた。原告側は、被相続人の死亡前及び死亡後の賃料について、被告の不当利得を主張している。一方被告側は、建物の賃料はすべて被相続人が費消した、と主張し反訴している。今回の調査嘱託は、被相続人の判断能力の程度

及び生活状況を調査する必要があるとの理由で、原告側からの申出により行われており、被相続人の認知症の程度及び介護の状況の精査のため、要介護認定の資料を確認する必要があると裁判所が認めたため、本件調査嘱託に至った。」とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は、介護保険被保険者情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

したがって、本件の目的外の提供に係る個人情報の内容と趣旨を勘案した結果、本件の調査嘱託に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の場合、対象者がすでに死亡していることから、本人通知を省略する。

(4) 提出資料

- ア 横浜地方裁判所川崎支部からの調査嘱託書
- イ 要介護認定に係わる書類の写し（資料1～7）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のと通りの判断をするものである。

目的外に提供する必要性について

本件調査嘱託は、民事訴訟を審理する裁判所が、当該事件を審理する上で必要であると判断した事項について行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「本件の調査嘱託に係る介護保険被保険者は、平成21年に死亡しており、被相続人である。本件の事件の原告は、相続人である二女及び代襲相続人である長女の子であり、同じく相続人である長男を被告とした損害賠償請求事件である。被相続人と被告は共有名義で建物を所有しており、第三者に賃貸をしていた。原告側は、被相続人の死亡前及び死亡後の賃料について、被告の不当利得を主張している。一方被告側は、建物の賃料はすべて被相続人が費消した、と主張し反訴している。今回の調査嘱託は、被相続人の判断能力の程度及び生活状況を調査する必要があるとの理由で、原告側からの申出により行われており、被相続人の認知症の程度及び介護の状況の精査のため、要介護認定の資料を確認する必要があると裁判所が認めたため、本件調査嘱託に至った。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が介護保険被保険者情報であり、他の代替手

段が想定し難いものであるとしている。

しかし、本件の場合、調査嘱託を申し出た原告は、死亡した当該介護保険被保険者の二女及び代襲相続人である長女の子であり、条例第20条第3項第2号ウに基づく管理情報の開示請求権を有し、本件調査嘱託以外の方法でも、他に情報を得る手段がある。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性は認められない。

以 上